事前相談受付票

令和　　年度

相談者基本情報		
相談者	氏　　名	
	住　　所	
	電話番号	
相談の目的		

行為の概要			
行為の場所	高山村大字　　番地		
景観類型	土地利用	□ 農村地区　□ 農山村地区　□ 住宅地区 □ 農地地区　□ 山林地区　□ 牧場・ゴルフ場地区	
	軸	□ 道路軸　□ 河川軸	
	拠　　点	□ ゲート・結節点・大規模施設・眺望点	
行為の種類	□ 建築物	□ 工作物	
	□ 新築・□ 増築・□ 改築・□ 移転・□ 外観の変更（修繕･模様替･色彩変更）		
	□ 開発行為		
	□ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更		
	□ 木竹の伐採		
	□ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
行為の用途			
行為の規模	面積　　㎡・高さ　　m（法面擁壁長さ　　m）・色彩（　　）		
行為の期間	着手予定日　　年　　月　　日　～　完了予定日　　年　　月　　日		
備考	外観上（意匠・形態・素材・色彩等）配慮した事項 その他に配慮・工夫した事項		
届出対象行為	□ 該当（届出書の提出）　□ 非該当（行為へ着手）		

処理欄 （受付 No.　　）	（相談に対する指導等）	受付印

記述内容			景観類型区分	土地利用						軸		拠点
				農村地区	農山村地区	住宅地区	農地地区	山林地区	牧場・ゴルフ場地区	道路軸	河川軸	ゲート、結節点、大規模施設、眺望点など
行為の制限に関する事項	建築物の形態・意匠・色彩	農地の転用を伴わない住居の建築とする。		□	□	□	□	□	□	□	□	□
		建築物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下とし、壁面の位置は、まちなみに配慮する。		□		□	□					
		建築物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下とし、壁面の位置は自然景観に配慮する。			□			□	□		□	
		建築物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下とし、壁面の位置は、遠景の阻害要因にならないよう配慮する。								□		
		建築物は高さ10m以下又は延べ面積が1,000㎡以下とし、壁面の位置はまちなみ及び自然景観に配慮する。										□
		建築設備は、公共空間から目立たない位置に設置する。		□	□	□	□	□	□	□	□	□
		屋根の形状は、勾配屋根にする。		□	□	□	□	□	□	□	□	□
		屋根、外壁は、原色、彩度の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。		□	□			□	□		□	□
		屋根、外壁は、原色、彩度の強いものはやめ、まちなみ及び自然と調和のとれた色彩にする。				□	□			□		
		新田、本宿における（住居併用含む）商業施設等の店先は、歴史性に配慮した形状・色彩にする。				□						
	工作物の形態・意匠・色彩	工作物は高さが10m以下又は築造面積が1,000㎡以下のものとする。		□	□	□	□	□	□	□	□	□
		工作物の高さは、遠景の阻害要因にならないよう配慮する。						□	□	□		□
		工作物等の表面（コンクリート打ち放し等）が景観に圧迫感等を与える場合には、緑化または石材・木材等を用いたデザイン等の修景措置を行う。		□	□	□	□	□	□	□	□	□
		道路、河川の新設・改修では、安全性を確保しつつ、長大のり面を制限する。		□	□	□	□	□	□	□	□	□
		河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性、生物多様性等にも配慮するとともに自然と調和したデザインとする。		□			□				□	
		広告塔、広告板等は、高さが8m以下又は表示面積が8㎡以下のものとする。		□	□	□	□	□	□	□	□	□
		擁壁、柵、塀等は、高さが5m以下のものとする。		□	□	□	□	□	□	□	□	□
		電線柱、電話柱又は電線鉄塔等は、高さが15m以下のものとする。		□	□	□	□	□	□	□	□	□
		携帯電話基地局等は、高さが15m以下のものとする。		□	□	□	□	□	□	□	□	□
		河川護岸は、安全性を確保しつつ自然と調和したデザインとする。			□			□	□			□
		河川護岸は、安全性を確保しつつ、親水性にも配慮するとともに自然と調和したデザインとする。				□						
		原色、彩度の強いものはやめ、まちなみ及び自然と調和のとれた色彩にする。		□		□	□			□	□	
		原色、彩度の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。			□			□	□			
		新田、本宿における工作物は、歴史性に配慮した形状・色彩にする。				□						
		新田、本宿における電柱等は、歴史性に配慮しに目立たない位置に設置する。また、既設の電柱等についても同様とする。				□						
	屋外広告物	大規模な看板、ネオン等の装飾は乱雑とならず周囲の調和を乱さないものとする。		□	□	□	□	□	□	□	□	□
		看板等の色彩は、原色、彩度の強いものはやめ、まちなみや自然と調和のとれた色彩にする。		□		□	□			□	□	
		看板等の色彩は、原色、彩度の強いものはやめ、自然と調和のとれた色彩にする。			□			□	□		□	□
		学校等の文教厚生施設周辺には、遊戯施設、風俗施設等の内容を制限する。		□		□	□			□	□	
	その他	農地、住宅地及び森林地の適正な土地利用を誘導する。			□							
		住宅地に純化した適正な土地利用を誘導する。				□						
		森林機能を保全するため、森林地として適正な土地利用を誘導する。						□				
		屋外照明（公共施設、道路付属施設、工場等）は、下向きとする。		□	□	□	□	□	□	□	□	□
		大規模な開発行為、土砂や鉱物の掘採等の対象となる土地の面積が1,000㎡以下とし、当該行為に伴い生じるのり面又は擁壁の高さが5m以下かつ長さが10m以下のものとする。		□	□	□	□	□	□	□	□	□
		産業廃棄物等の物件の堆積は、堆積期間を60日以下、高さが3m以下又は堆積の用に供される土地の面積が200㎡以下のものとする。		□	□	□	□	□	□	□	□	□
		ゴミ置き場等の付属施設は、周辺景観と調和した形態・意匠にする。また、収集方法の工夫等も検討する。		□		□	□			□		
		木竹の伐採は面積が300㎡以下とする。		□	□	□	□	□	□	□	□	□
		小屋・空き家等の放置がないよう努める			□			□				
		敷地・外溝部の植栽について配慮する。				□						
		道路沿道空間は、緑化を推進する。					□			□		